広報伊方町

発行人 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 伊方町町民室
印刷所 尾上印刷所 八幡浜市天神通 電話 ㊇0091番

## 第53回定例町議会開く

# 一般会計予算 中央公民館建設費など 二、五四〇万円補正

伊方町議会第五十三回定例会は六月二十四日（約一日間）午前九時に招集され、昭和四十三年度一般会計補正予算、伊方町児童遊園地設置条例の制定など六議案を慎重審議の結果、全議案可決いたしました。

可決された議案は、つぎのとおりです。

◎伊方町町税条例の一部改正条例
◎伊方町一般会計補正予算（第一号）
◎伊方町国民健康保険税条例の一部改正条例
◎伊方町町税条例の一部改正条例
◎伊方町児童遊園地設置条例の制定について
◎伊方町一般会計補正予算（第二号）

こんどの議会で議決された一般会計補正予算（第二号）は、二、五四〇万円で、これを今までの予算と合算すれば総額二億七、八一二万円となり昨年度の同期と比較してみると約六、五一五万円多くなっており、三〇％の伸長率をしめしています。

補正された予算の主な内容を簡単にのぞいてみましょう。

### ◉補正予算の主な内容



**総務費**

明治百年記念施設建設費として当初予算で一〇〇万円計上されていましたがこのうち五〇万円を記念施設建設費にあて、残りの五〇万円は記念出版物の費用にあてることになりました。

**土木費**

小中浦の高潮対策事業に二〇〇万円、伊方港局部改良事業（仁田之浜）に一四〇万円が補正され当初予算額に加算すれば、高潮対策事業費が一、二〇〇万円に、港湾局部改良事業費が一、一四〇万円となりました。このほかに仁田之浜防波堤関連事業として五一万円が計上されています。

**教育費**

補正予算額二、五四〇万円の七十三％にあたるこの教育費には、明治百年記念事業の一つとして、今までの懸案であった中央公民館建設に一、一七〇万円が補正予算にくまれ、完成後は町の文化活動の拠点として活用されます。

建設場所は現在伊方郵便局が建設されている東側前方の水田埋立地（養浦古川）に予定されています。

また同じ明治百年事業として大成護岸復旧費 四二〇万円
豊之浦臨港道路護岸 一四八万円
仁田之浜防波堤工事 一〇四万円
日向灘地震による伊方中学校体育館復旧工事 十六万円

以上がそれぞれ災害復旧費として計上され工事が進められます。

**災害復旧費**

中央公民館完成予想図

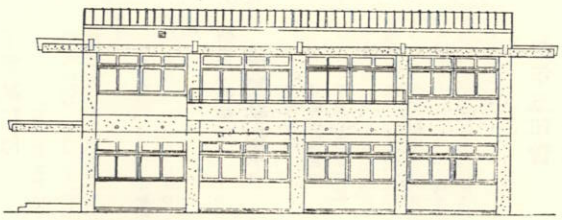

## 7月1日より郵便物のあて名には郵便番号を

## 〝若い芽にしあわせを〟

# 夏季の青少年非行化防止運動 7月1日から8月31日まで

夏は青少年にとって誘惑の多い季節である。

学校は長い夏休み、一般人にとっても、夏季休暇となり、余暇時間の増大などで公的集団の規制から開放されて、海や山や街で、ややもすれば不規則な生活と遊び癖を身につけて不良化やいろいろな事故が多く発生します。

そこで、七月一日より八月三十一日まで『夏季における青少年の非行および事故防止運動』が県民運動として展開されます。

国家の将来をになう青少年の健全な育成をはかるため、つぎの運動をもり上げましょう。

**◎青少年の非行化を防止するための運動**

一、規則正しい生活指導

夏季は長期休暇で解放感にみたされ最も危険な時期である。

家庭では規則正しい健全な生活をおくらせるとともに、家族全員がこれにつとめる。

二、正しい余暇活用の指導

夏季は児童生徒はもちろん、一般社会人においても余暇時間をもてあます結果になりやすい。

日中は日光を浴びて海に、山にグランドに全身を躍動させ、夜は一定の時刻に就寝することが大切である。

家庭では子どもの遊びに節度をつけさせ、可能な限り時間をもてあますことのないよう計画的に時間の配分をさせる。

三、夜間外出に対する指導

夕涼、花火大会、祭などの催しものが多い夏の夜は、ともすれば夜遊びに発展し、青少年を不良化させる温床になる。

家庭では、子どもの夜間外出を防ぐことにつとめ、やむをえない場合は、用件、行先き、帰宅時刻などを明らかにし、早く帰宅するよう注意する。

なお、特に女性の場合は二人以上で行動し、明るい道を選ぶよう指導する。

四、服装や交友関係の指導

たださえ刺激の多い時期に、開放的な環境や露出オーバーな服装や、奇異な服装はいっそう刺激的となり、ち漢を誘いまた不良化の原因となることがある。

またアルバイトから不良の友たちができたり余暇時間をもてあましついい気のゆるみから不良仲間にさそわれている場合もあるが、誘惑にまけない青少年にそだてねばならない。

**〝まさかウチの子に かきって……〟が問題**

〝まさかウチの子にかきって……〟子どもの非行を知らされたとき、ほとんどのお父さん、お母さんはこういいます。

夜遊びをする、ハデな服装をする、学校、勤めをサボる。

このようなことは、明らかに非行の第一歩です。

けれども、うっかりみすごしている親も少なくありません。

少年は、ある日突然に非行化するものではありません。いつの間にか悪にそまり、だんだん重病になっていくのです。

病気と同じように、軽いうちにそれをみつけ、早く治療することが何より大切です。

**伸びよう 伸ばそう青少年**

**毎月五日は「青少年を守る日」**

# 引き上げられる 福祉年金

七〇才以上のお年寄り、母子家庭のお母さんあるいは重度の身体障害者のかたには、国民年金の福祉年金がでています。

この福祉年金は、本人の積立金なしに全額国の予算から支払われますから、本人が一定以上の年金や扶助料を受けていたり、配偶者や扶養義務者の所得が多いときは福祉年金の全部、あるいは一部が支給されないことになっています。

これを福祉年金の支給制度といいますが、毎年の生活水準の向上などに合わせて、福祉年金の支給制限がゆるめられたり、年金額が引き上げられています。

ことし行なわれました福祉年金の改善のおもな内容は、つぎのとおりです。

**一、年金額の引き上げ**
（昭和四十三年十月から）
◎老令福祉年金
一九、二〇〇円→二〇、四〇〇円（一、二〇〇円の増額）
◎障害福祉年金
三〇、〇〇〇円→三一、四〇〇円（一、四〇〇円の増額）
◎母子、準母子福祉年金
二四、〇〇〇円→二六、四〇〇円（二、四〇〇円の増額）

例年ですと、年金額の引き上げは、翌年の一月から実施されますが、ことしは三カ月繰り上げて十月からとなっています。

**二、所得による制限の緩和**
（昭和四十三年五月から）
◎本人所得の場合
二十六万円→二十八万円
扶養者がいる場合の加算額
一人につき 六万円→七万円

福祉年金についてのくわしい内容のお問い合わせは、役場年金係へおたずねください。

# 交通反則通告制度 七月一日から実施

ここ数年来、わが国の自動車交通の発達はめざましいものがあります。これに伴って自動車の運転者による道路交通法違反事件の数も急激に増加し現行の交通キップ制度では違反事務の処理に相当の時間を要し、違反者にも不便となっています。

そこで増加する交通違反を、すみやかに処理できるように七月一日から「交通反則通告制度」が実施されます。

この制度は、比較的軽微な違反処理をすることを目的としているものであり、悪質でない違反に限って、これを「反則行為」としてとらえ、反則金を通告して反則金を納めたものは、裁判の手続きをとらずに処理することにしたものです。

この場合、つぎのようなものは今までどおり処罰の対象となります。

(一) 無免許、無資格運転をした者
(二) 反復違反者（過去一年以内に運転免許の停止処分を受けたことのある者）
(三) 酒気を帯びていた者
(四) 反則行為として交通事故を起こした者

また、反則金を納めなかったり告発書などの受け取りをこばんだりした場合は、刑事事件の手続きがとられます。

反則金は、警察官が告知した日の翌日から七日以内に仮納付するか、正式通告（仮納付すればない）の翌日から十日以内に指定の銀行か郵便局へ払い込めばよいわけです。

反則金は、最高一万円から最低千円までであり大型車ほど高くなっていますが普通車を例にとって、主なものをあげてみますと、つぎのとおりです。

○速度超過二十五キロ未満八千円
二十キロ未満 六千円
十五キロ未満 五千円
○追越し違反 五千円
○横断歩行者妨害 五千円
○徐行場所違反 四千円
○指定場所一時不停止 四千円
○駐停車違反 三千円
○定員外乗車 三千円
○泥はね運転 三千円
○免許証不携帯 二千円

# 生かそう——農業制度融資の利用——

昨年は、未曽有の大干ばつに見舞れ農家のみなさんは、大きな被害を受けられましたが、早くたちなおっていただくために制度融資が貸出されています。

年々激増する資金は、農協資金に町と県が利子を補給して低利な資金として活用されている現状です。

本年も干ばつが予想されています。この対策のために貯水槽、定置配管等設備されると考えられますが事前に役場産業課か農協へ連絡され資金を有効に利用してください。なお、現在まで利用された主な制度融資と、今年度の町の利子補給額はつぎのとおりです。

（単位 千円）

| 資金名 | 貸出額 | 昭和43年度町の利子補給額 |
|---|---|---|
| 天災資金 内42年干ばつ分 | 1億19,240 (80,000) | 5,077千円 |
| 自作農維持資金 内42年干ばつ分 | 60,300 (28,000) | |
| 農業近代化資金 | 1億23,836 | 980 |
| 農地取得資金 | 73,870 | |
| 農林漁業共同化資金 内農業関係 漁業関係 | 46,849 (22,159) (24,690) | 54 (漁業資金のみ) |
| 合計 | 4億24,095 | 6,111 |

# 軍人恩給の未請求者へ 旧軍人戦地加算恩給の請求時効について

旧軍人の普通恩給の受給権は在職年数が十二年以上で権利が発生しますが、和暦三十六年に恩給法の一部が改正されて戦地加算が復活しました。その後の改正により抑留加算も認められることになりましたが戦地加算復活による普通扶助料の請求は本年九月三十日に時効となり請求権がなくなりますので、終戦後復員された方で、実在職（軍隊）年数が三年以上で戦地加算、抑留加算等を含めると十二年以上と思われる方（準士官以上は十三年）で今まで恩給または扶助料を請求されていない方は早急に役場民生課へご相談ください。

ことしもあとわずかで子供たちの楽しい夏休みがやってきます。

夏休みのなかで子供たちにとって一番楽しみは水泳！

水しぶきをあげて泳ぎ、潜水力ッパ連の姿は、実にほほえましくしかし、一方では、水による事故は毎年あとをたちません。昨年中（十一月まで）に全国で約五千人が水死しました。とくに子供の水死は自慢にならぬ世界一であり、五才未満の水死は約一、四〇〇人で同年令の交通事故死約九〇〇人を上廻っている状態です。

さいわい当町は、昨年度一人も子供の水死事故はありませんでしたが、つぎのことを学校、家庭での指導だけでなく一般の方も協力して子供たちを水による事故から守りましょう。

◎水泳にいくときは、必らず家の人の許可を得、帰ったら必らず報告する。

◎三人以上のグループでいくこと、入水前に必らず準備体操をして、筋肉のけいれんを起こさぬようにしておく。もし、けいれんを起こしたとき、あぶないときは、大声で近くの人の助けを求めること。

◎水に入るときは、身体を水でぬらし静かに入り決してとびこまないこと。

◎水泳後は、真水でからだや目を洗いましょう。

◎水泳は、わるくさはだはしない。

◎一人で泳ぐはなれて泳がないで指定された場所で泳ぐこと。

◎水泳に自信のない者は、必らず救命浮わなどを持って行くか大人と同行する。

◎事前に危険物、また水の深さなどをよくしらべる。

◎少しでも身体の調子が悪いときは泳がないこと。

◎適当な数の監視者を常時配置して事故防止および事故早期発見につとめるとともに、救命具等を準備しておくこと。

◎監視者は、人工呼吸法の技術や事故発生の場合の応急手当を体得しておき、いざというとき活用できるようにしておくこと。

◎長時間にわたって泳がぬようにしましょう。（一回の水泳時間は十～十五分にしましょう）

夏は特に体力が低下し伝染病、食中毒などの発生が多くなります。

夏の健康増進運動

6月21日～7月20日

夏は特に体力が低下し伝染病、食中毒などの発生が多くなりますので、この夏も健康にすごせるようにとのことです。

つぎのようなことを目標として規則正しい生活をするため早寝、早起きをし、昼寝をするようにしましょう。

一、健康づくりと伝染病、食中毒の予防につとめましょう。

夏季の高温多湿の環境から、からだを守り更に日本脳炎の予防接種を行ない、蚊、ハエ、ゴキブリネズミ退治をする。

夏に熱がでるのは、特に悪い病気の恐れがあるので体温計は一家庭に一本は準備しておき病気の早期発見につとめる。

二、体力づくりをしよう。

夏はやもすると怠さのため運動する機会が少なくなりぐったりしがちです。農民体操、職場体操を実施しましょう。また子供は、ラジオ体操をきたえましょう。

三、適度の休養をとろう。

夏季は身体の疲労が激しいので休養の場である住居の環境改善と規則正しい生活をするため早寝、早起きをし、昼寝をするようにしましょう。

四、食品衛生に気をつけよう。

各種集団給食施設、一般飲食店生鮮食料品販売店、および家庭の台所の整備をすすめ食中毒、食品による危害の防止につとめる。

食物はなるだけ煮るか焼いて食べ、少しでも変だと思ったら食べないで捨てることです。

生ものに注意し、暴飲暴食はつしむこと。

五、栄養の摂取に注意しよう。

夏は食欲が減退し栄養摂取量が低下するのでこれを補うためバランスのとれた正しい食生活によってスタミナをつけましょう。

水に入るまえは必ず準備体操を……

## 守ろう 子供を水の事故から

## 水のシーズン到来

## 予定納税は 7月31日までに

申告所得税第一期分の予定納税の納期は七月三十一日となっています。

税務署から通知された予定納税額は、納期までに必らず納めましょう。

## 納税は便利な 振替納税で

〝所得税の減額手続きは7月15日までに〟

今年にはいり、災害にあったり事業をやめたりしたため、昨年にくらべて、今年の所得が減る見込の人は七月十五日までに八幡浜税務署へ予定納税額の減額手続きをいたしましょう。

## お年玉年賀ハガキの賞品を受取りましたか

お年玉年賀ハガキの賞品受取りの締切り日がせまりました。

みなさんのご家庭でまだ賞品を受取っていない方がありましたら七月十九日が締切り日ですので、それまでに賞品を受取ってください。期日が過ぎますといただけません。

当選番号は、つぎの表のとおりですから、いますぐ調べて当っていれば、くじ番号部分を切り取らずにハガキをそのまま郵便局へお持ちください。

お年玉つき年賀はがき当せん番号

| | お年玉賞品 | 番号（各組共通） |
|---|---|---|
| 1等 | トランジスターテレビ | 967996 129833 |
| 2等 | リコーオートハーフカメラ | 下5けた 73301 |
| 3等 | シーツ | 下4けた 7116 |
| 4等 | 封筒セット | 下5けた 254867 |
| 5等 | 切手シート | 下2けた 75 38 91 |

## 小型船舶一斉検認

六年に一回実施される小型船舶の検認が本年七月十七日～十九日までの三日間当町で実施されます

検認の対象船舶は、船籍県に次回検認期日が昭和四十三年度と指定されている二十トン未満で伊方町に在籍している船です。

前回の検認後、変更しているときは、船籍票の書き換えが必要ですから役場、産業課へ連絡の上、申請書を提出してください。

なお、検認期日までに検認を受けないときは、船籍票が無効になりますので、必ず検認を受けてください。

検認場所及び日時はつぎのとおりです。

検認日時　七月十七日（午前九時～午後二時）　七月十八・十九日（午前九時～午後三時）

検認場所　仁田之浜港　泰浦港

※検認手数料として証紙代一〇〇円が必要ですから持参してください。

## 「知っていますか」ムカデの特効薬

ムカデが出はじめました。あの猛毒をもつムカデは必ず生捕って食用油一合位入れたビンに入れとんでください。

きりきずのとき、すぐにこの液を患部を浸すか、この液を塗っておけば、きずは完全になおります。

「毒蛇して薬となる」とは、このことか、すでに実験ずみの方もあろうかと存じますが、せいぜいムカデをみつけたら生捕ってこの特効薬をつくってください。

## たばこは町内で買いましょう

たばこは町の台所へ入ってくる消費税は約555万円予算化されています。

## くらしのメモ

### 濃厚すぎる着色食品に注意しましょう

食品に用いられる着色料には、天然色素と人工着色料があり、ほとんどが人工着色料で、タール色素とそれ以外の色素がわずかに使われております。これらの中には、有害な色素があり、長く食べていると、ガンになったり、肝ぞう、腎ぞう、血液を害するものがあります。

しかし、色の乗りがよいこと、色があざやかなこと、安価であることなどのために許可されていない色素が使用されている場合や、色素の使いすぎの場合あるので濃厚な色の食品には、特に注意しなければなりません。

たくあん、かまぼこ、菓子などに気をつけましょう。

なお、現在許可されている色素は、食用タール色素二十三種とその他八種があり、使用する分量もそれぞれきめられています。

## 商工会青年部が一日奉仕作業

### 伊方保育所に遊具設置

町商工会青年部では、よい環境のもとで友達と仲よく保育所生活ができ、伸び伸びとしたよい子に成長してほしいと願い、去る五月二十六日十八名が一日奉仕作業で伊方保育所に古電柱や自動車の古タイヤを利用し左平均棒、とび輪の遊具設置や庭木の手入れを行ないました。

この善意の贈物に園児達は、たいへんよろこんでいます。

## お礼

八幡浜市古町駅裏にお住いの石綿武文氏（小中浦出身）より千円千葉県市川市稲荷木六五七にお住いで大同布帛株式会社東京営業所に勤務されている渡辺春彦氏（九町出身）より千円、それぞれ広報編集の費用にとご寄付いただきました。紙上より厚くお礼申し上げますとともに、ご健康と活躍をお祈り申し上げます。

## 人

昭和43年5月末現在　世帯数　2,486戸　人口　10,229人（男　4,918人　女　5,311人）

### 婚姻

昭和45年5月1日～5月31日

### 出生

昭和43年5月1日～5月31日

### 死亡

昭和43年5月1日～5月31日

## 二等陸海空士 自衛官募集

◎資格＝中学校卒業程度の学力を有する18才～25才未満の男子

◎待遇＝衣食住無料で初任給が一カ月一五、一〇〇円です。

（衣食住を給与に換算すれば実質給与は二万五千円以上となります）

◎募集＝年間を通じ常時募集を行なっています

その他、くわしいことは役場町民室または、八幡浜市役所内自衛隊駐在員へご相談ください。